

## 次世代育成支援対策推進法に基づく第4次行動計画の策定について

2015年7月2日

(株)神戸製鋼所

少子化問題への対応として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備すべく、国、地方公共団体、事業主それぞれの果たすべき役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」が2003年に公布され、2015年に改正されました。企業はこの法律に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について、「一般事業主行動計画（行動計画）」を策定することとなっています。

当社では、2005年4月から2009年3月までの4年間の第1次行動計画期間、2009年4月から2012年3月までの3年間の第2次行動計画期間、そして2012年4月から2015年3月までの第3次行動計画期間としてそれぞれ取り組みを実施してまいりましたが、この度、2015年4月から2019年3月までの4年間の「第4次行動計画期間」とし、第4次行動計画を下記の通り策定しました。

### 第4次行動計画

1. 計画期間 2015年4月1日から2019年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1 会社が独自に設定する「育児のための特別休暇」の取得促進に取り組み、次の水準以上にする。0歳児を持つ男性社員の取得率・・・80%以上

<対策>

- 制度対象従業員へ利用促進のための直接的・間接的な働きかけを行う。
- 次世代法への理解促進等により特別休暇を取得しやすい職場風土づくりを図る。

目標2 年休の取得促進に取り組み、次の水準以上にする。  
平均年休取得目標・・・15日以上

<対策>

- 基幹職（技能系）を対象として要員設定の見直しに向けた取り組みを行う。
- 管理職・総合職・基幹職（事技系）を対象として生産性向上に向けた取り組みを行う。

目標3 両立支援制度の利用方法等に関する更なる周知活動を行う。

<対策>

- ダイバーシティ推進ホームページを開設し、両立支援制度等の利用促進を行う。

以上